

平成27年5月

構造計算適合性判定センターからの「お知らせ」

各位

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長

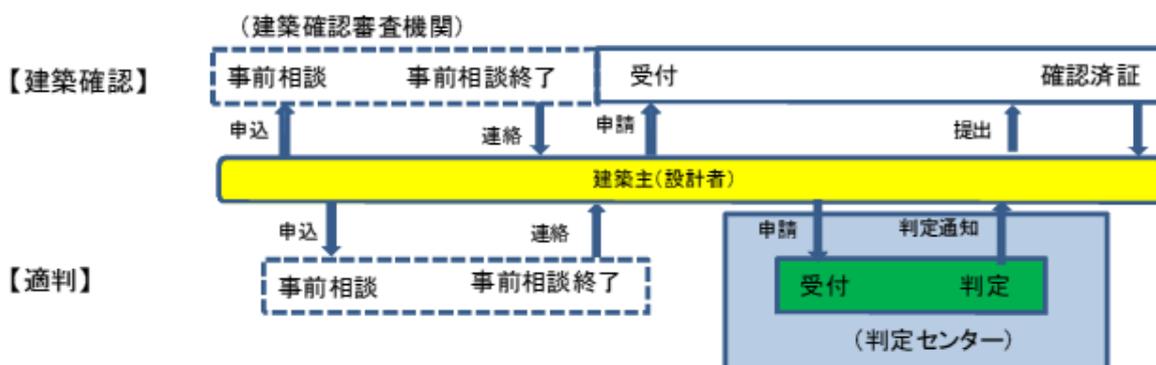
建築基準法の改正により、平成27年6月1日より、構造計算適合性判定制度が変わります。

構造計算適合性判定センターにおける判定業務の変更概要は以下のとおりとなりますので、平成27年6月1日以降に判定申請又は判定の計画通知を行う方は、注意して下さい。

なお、平成27年5月31日までに建築確認申請又は計画通知を行った建築物の構造計算適合性判定については、従前のとおりとなります。

1 判定申請等の手続きの流れ

下図のとおり、建築主が指定構造計算適合性判定機関（構造計算適合性判定センター等）に、直接、判定申請（又は判定の計画通知）を行うこととなります。



※判定申請等にあたっては、確認申請書との整合が重要になります。

※事前相談については、任意です。

2 提出書類

判定申請（又は判定の計画通知）にあたっては、以下の書類が必要です。

- ・ 構造計算適合性判定申請書（又は計画通知書）（第一面～第三面）（正・副）
※省令別記第18号の2様式（又は別記第42号の12の2様式）
- ・ 省令第3条の7第1号に掲げる図書（構造図、構造計算書等）（2部）※次頁表参照

- ・ 建築計画概要書（1部）※省令別記第3号様式
- ・ 委任状（代理申請又は計画通知の場合）（1部）※判定センター参考書式
- ・ 建築士法による安全性を確かめた証明書（建築士法第20条の2の適用を受ける場合を除く。）※士法省令別記第4号の2様式
- ・ 構造計算適合性判定に係る申出書（1部）※判定センター別記第1号様式

※これらの書式は、判定センターのホームページからダウンロードできます。（近日中）

<http://www.nrb.hro.or.jp/nrbc/youshiki.html>

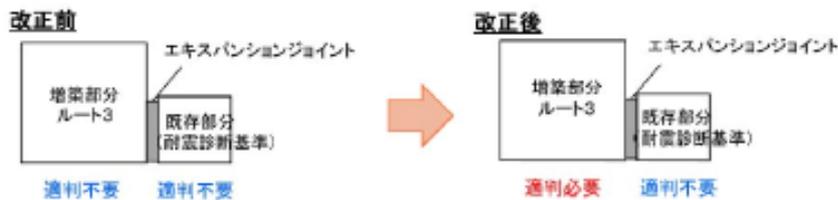
【判定申請書等に添付する図書等】

建築基準法施行規則		図書等	部数	
第3条の7	第1項	一	構造計算適合性判定申請書(又は計画通知書)	2部
		イ	第1条の3第1項の表1に定める図書及び書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ (付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、地盤面算定表、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、大臣認定書) 	2部
		ロ	(1) (i) 第1条の3第1項の表2の図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・ (配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図、構造詳細図、その他(令第80条の2等の規定の適合確認に必要な図書) ・ (各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、構造詳細図) ・ (使用構造材料一覧表、基礎・地盤説明書、施工方法等説明書、令第3章ただし書き適用の場合はその適合確認に必要な図書等) 	2部
		(ii) 第1条の3第1項の表5の図書 (既存不適格調書、令第137条の2の規定の適合確認に必要な図書、各階平面図)	2部	
		(2) (i) 第1条の3第1項の表3の図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・ (構造計算方法等について、使用構造材料一覧表、配筋図、配筋軸組図、即切脚出衣、何里・外力計算書、応力計算書、断面計算書、基礎ぐい等計算書、使用上の支障に関する計算書、層間変形角計算書、層間変形角計算結果一覧表、屋根葺き材等計算書、sほの多(特別な調査又は研究等説明書等)) ・ 保有水平耐力計算: 保有水平耐力計算書、保有水平耐力計算結果一覧表 ・ 許容応力度等計算書: 剛性率・偏心率等計算書、剛性率・偏心率等計算結果一覧表 ・ 限界耐力計算: 積雪・暴風時耐力計算書、積雪・暴風時耐力計算結果一覧表、損傷限界に関する計算書、損傷限界に関する計算結果一覧表、安全限界に関する計算書、安全限界に関する計算結果一覧表 	2部	
		(ii) (1)(i)のそれぞれの計算方法と同等として国土交通大臣が定める基準(免震構造、膜構造など)に従った建築物については、第1条の3第1項第1号ロ(2)(ii)の構造計算書に準じる図書	2部	
		(3) 大臣認定書等の写し	2部	
		二	建築計画概要書	1部
		三	委任状(代理申請の場合)	1部
		四	建築士による安全証明書(建築士法第20条の2の適用を受ける場合を除く)	1部
判定センター業務規程		図書等		
第7条		構造計算適合性判定に係る申出書	1部	

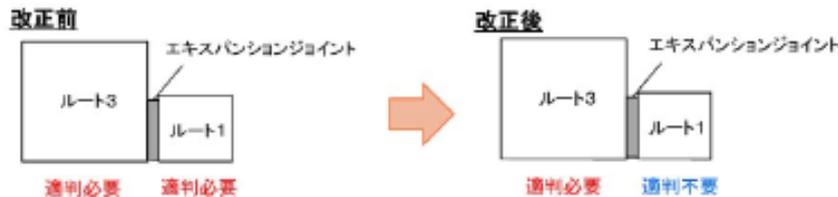
3 判定対象建築物の変更

これまで構造計算適合性判定が不要であった既存不適格建築物の増改築は、構造計算適合性判定の対象となりました。また、ルート2若しくはルート3の建築物にエキスパンションジョイント等のみにより接していたルート1は、構造計算適合性判定が不要となりました。

○既存不適格建築物について増改築を行う場合にも、新築の場合と同様に高度な構造計算の審査については構造計算適合性判定の対象とする。



○建築物の二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合には、それぞれの部分ごとに構造計算適合性判定の対象かどうかの判断を行うものとする。



4 判定手数料（平成27年6月1日から）

判定手数料は、構造計算1件につき、下表のとおりです。

構造計算適合性判定手数料（予定）

（構造計算適合性判定センター）

手数料区分		床面積※1				
		1,000㎡以下	1000㎡超 2,000㎡以下	2000㎡超 10,000㎡以下	10000㎡超 50,000㎡以下	50,000㎡超
改定手数料額(円)	大臣認定プログラム計算※2	120,000	150,000	160,000	190,000	310,000
	上記以外	180,000	230,000	250,000	300,000	550,000

※1:構造計算1件につき

※2:大臣認定プログラム計算による料金は、認定範囲内で使用された場合に限りです。

※詳細については、構造計算適合性判定センターのホームページを参照、若しくは、直接下記連絡先にお問い合わせください。

連絡先

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

北方建築総合研究所

構造計算適合性判定センター

nrbc@hro.or.jp 011-204-5362